# 栄養・食生活の目標における「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む企業数の増加」に係る減塩の取組について

## 1. 現在の取組状況

(1)健康日本21(第二次)の栄養・食生活の目標に、「食品中の食塩や脂肪 の低減に取り組む企業数の増加」を掲げている。

目標項目	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の増加		
現状	食品企業登録数 14 社		
目標	食品企業登録数 100 社		
データソース	食品企業:食品中の食塩や脂肪の低減に取り組み、Smart Life		
	Project に登録のあった企業数		

- (2) 該当企業数は、計画策定時(平成24年5月)の14社から、平成26年3月時点で67社に増加。
- (3) 健康日本 21 (第二次) の栄養・食生活の目標には、「食塩摂取量の減少」 も掲げられており(現状 10.6g→目標 8g)、平成 27 年度から使用の日本 人の食事摂取基準(2015 年版)では、高血圧予防の観点から、男女共に値 を低めに変更。

(18歳以上男性:2010年版 9.0g/日未満 → 2015年版 8.0g/日未満 18歳以上女性:2010年版 7.5g/日未満 → 2015年版 7.0g/日未満

### 2. 現状の取組の課題

・現状では、登録の際に「食塩または脂肪の含有量の低減を行っている」と回答した企業の数をモニタリングしている仕組みになっているが、その低減の程度に関するルールは設けられていない。

また、現行のスマート・ライフ・プロジェクトにおける減塩の取組では、減塩している商品に「減塩」を記述したロゴマークの表示が行われている。

【ロゴマーク】



- ・一方、ナトリウムが低減された旨の表示について新たな食品表示基準(平成27年度施行予定)の下では、25%以上の相対差がないと「減塩」や「塩分〇〇%カット(例えば20%カット)」などの表示ができなくなる。
- ・これに関し、事業者からは、25%以上の低減までには至らずとも、健康づくりのための食環境整備の観点からは、一定程度の低減でも取り組む意義はあり、健康づくりのために減塩への取組についてその低減の程度を明確にしてほしい旨の意見も寄せられている。

## 3. 今後の対応方針(案)

〇スマート・ライフ・プロジェクトにおいて、「食塩または脂肪の含有量の低減」に取り組む場合に、個別の商品に「スマート・減塩 健康寿命をのばしましょう」というロゴを表示することについては、新たな食品表示基準の減塩(低減された旨の表示)に合致したものと誤認されることがないよう、また、個別の商品の推奨と誤解されることがないよう、表示は行わないこととする。

〇健康づくりの観点から、高濃度にナトリウムを含有する食品において、一定 の割合でナトリウムの含有量を低減することは、国民における食塩摂取量の減 少に寄与すると考えられる。

スマート・ライフ・プロジェクトの「食塩または脂肪の含有量の低減を行っている」ことについて、現状では、低減の程度など具体の内容に言及していないが食塩の含有量について一定程度の低減の程度を設けた登録条件に変更し、あわせて、該当食品の食塩の低減率並びにエネルギー、脂質、食塩相当量、カリウムの含有量についての情報もあわせて提出することを要件とする。

※脂肪の低減についても、同様の扱いとすることを想定

#### (参考)

## 食品表示基準(案)における「低減された旨の表示」について

〇食品表示基準(内閣府令)は、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第4条の規定に基づき、食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を策定するものである。

〇低減された旨の表示をする場合には、現行の、「低い旨」の基準値以上の絶対 差に加え、新たに、25%以上の相対差が必要となる(栄養強調表示をするため の要件の変更)。

#### <低減された旨の表示(現行及び新基準案)>

	現行	新基準(案)	(参考)コーデックス
低減された旨の表示 (熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム)	・「低い旨」の基準値以上の 絶対差	・「低い旨」の基準値以上の 絶対差 ・ <u>25%以上の相対差</u>	・「低い旨」又は「含む旨」の 基準値以上の絶対差 ・25%以上の相対差
強化された旨の 表示 (たんぱく質、食物繊維)	・「含む旨」の基準値以上の 絶対差	・「含む旨」の基準値以上の 絶対差 ・ <u>25%以上の相対差</u>	
(ミネラル類(ナトリウム を除く)、ビタミン類)	・「含む旨」の基準値以上の 絶対差 (栄養素等表示基準値の 15%(固体100g)若しくは 7.5%(液体100ml)又は5% (100kcal当たり))	・栄養素等表示基準値の 10%以上の絶対差(固体と 液体の区別なし)	・NRVsの10%以上の絶対 差(固体と液体の区別なし)

※下線は、現行基準からの変更箇所

・食品表示部会 栄養表示に関する調査会(第4回・平成26年4月24日)資料より抜粋。

## URL:

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/eiyou/004/gijiroku/